

4 . 経営改善借換資金

(1) 融資条件等

融資対象者	<p>県内で保証対象事業を行っている中小企業又は組合で、以下のいずれかの認定等を受けたもので、金融機関の伴走支援を受けながら経営改善に取り組もうとするもの。</p> <p>①セーフティネット保証4号 ②セーフティネット保証5号 ③最近1か月間の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月の同指標と比較して5%以上減少しているもの ④最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算の同指標と比較して5%以上減少しているもの ⑤直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期の同指標と比較して5%以上減少しているもの</p>
資金使途	経営改善等に必要な資金
保証限度額	設備資金・運転資金 1億円
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	年1.30%
保証料率	年0% ※国の補助込みの率。補助条件については「伴走支援型特別保証制度要綱（令和3年3月11日付中小企業庁制定）」による
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。（経営者保証免除対応の利用可）担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、北九州銀行、愛媛銀行、宮崎太陽銀行、横浜幸銀信用組合、西日本シティ銀行、筑邦銀行、宮崎銀行、朝銀西信用組合
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・今後取組む事項を記した「経営行動計画書」の作成が必要 ・融資対象者③④⑤については「売上高減少要件確認書」、「売上高総利益率減少要件確認書」又は「売上高営業利益率減少要件確認書」の作成が必要 ・金融機関は融資対象者に対して継続的な伴走支援が必要

(2) 融資の流れ

